

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[4] 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン 初期環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 0/21(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 0/21(欠測等: 0) 検出範囲: nd 検出下限値範囲: 4.2~22 検出下限値: 22 要求検出下限値: 25	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋(石狩市)	nd	5.8
		2	十勝川すずらん大橋(帯広市)	nd	5.8
		3	天塩川恩根内大橋(美深町)	nd	5.8
	仙台市	4	広瀬川広瀬大橋(仙台市)	nd	4.2
	秋田県	5	秋田運河(秋田市)	nd	4.2
	千葉県	6	養老川浅井橋(市原市)	nd	4.2
	東京都	7	荒川河口(江東区)	nd	4.2
		8	隅田川河口(港区)	nd	4.2
	横浜市	9	横浜港	nd	4.2
	石川県	10	犀川河口(金沢市)	nd	22
	愛知県	11	名古屋港 潮見ふ頭西	nd	4.2
	滋賀県	12	琵琶湖南比良沖中央	nd	4.4
		13	琵琶湖唐崎沖中央	nd	4.4
	大阪市	14	大阪港	nd	4.2
	山口県	15	徳山湾	nd	5.8
		16	萩沖	nd	5.8
	香川県	17	高松港	nd	4.2
	福岡県	18	大牟田沖	nd	17
		19	雷山川加布羅橋(糸島市)	nd	17
	北九州市	20	洞海湾	nd	5.8
	熊本県	21	緑川平木橋(宇土市)	nd	4.2

(注1) 「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出

(注4) ※: 参考値(調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない。)